

「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」の一部改正(案)
に関する福井市パブリック・コメント募集の結果

【概要】

令和6年春の北陸新幹線福井開業に向け、「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」を一部改正し、福井駅周辺の路上喫煙を規制するものです。

このたび、改正案についてパブリック・コメントを実施したところ、市民の皆様から以下のご意見をいただきましたので、それに対する市としての考え方を示し、公表します。

【意見募集結果】

実施時期	令和5年6月28日から7月18日まで	
意見提出状況	提出者	14人
	意見数	33件
意見提出方法	書面の持参	1人
	郵便	1人
	ファクシミリ	3人
	電子メール	5人
	電子申請	4人

【意見の内訳】

意見の分類	件数
「路上喫煙」の定義について	6
「道路等」の定義について	3
「路上喫煙禁止区域」の指定について	7
喫煙場所について	8
その他	9

1. 「路上喫煙」の定義について(6件)

	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	「他人の身体及び財産を害するおそれ又は喫煙をしない市民等が他人のたばこの煙を吸わされるおそれのある喫煙をいい」と書かれていますが、単純に「路上で喫煙すること」でいいのでは。	<p>人の往来が多い場所においては、歩きたばこによる火傷の危険やたばこの煙が周りの方への迷惑になるおそれがあるため、「他人の身体及び財産を害するおそれ又は喫煙をしない市民等が他人のたばこの煙を吸わされるおそれのある喫煙をいい、道路等において歩行中(停止を含む。)又は自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。)の乗車中に喫煙することをいう。」としておりましたが、ご意見をもとに「道路等において歩行中(停止を含む。)又は自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。)の乗車中に喫煙することをいう。」という定義に修正いたします。</p>
2	屋外における受動喫煙の影響については科学的な根拠が示されていないことから、「他人のたばこの煙を吸わされるおそれ」などの表現は避けるべきではないでしょうか。	
3	屋外における受動喫煙が慢性疾患などの健康影響を与えたとの科学的事実は示されていないものと承知しております。したがって、「他人の身体及び財産を害するおそれ」及び「喫煙しない市民等が他人のたばこの煙を吸わされるおそれ」との表現は、路上喫煙自体を定義するために必要性がない文言であると考えます。	
4	「他人の身体及び財産を害するおそれ又は喫煙をしない市民等が他人のたばこの煙を吸わされるおそれのある喫煙をいい」とありますが、「おそれ」のない喫煙であれば路上喫煙と言わないのでしょうか。	
5	「他人のたばこの煙を吸わされるおそれ」とありますが、吸ってしまうようなことが起きたら、その時点で喫煙者は違反になるのでしょうか？	禁止区域内において路上喫煙をした場合に違反となります。
6	他人の煙を吸ったか吸っていないかの判断はどのように行うのでしょうか？	他人の煙を吸ったか吸っていないかの判断はできませんが、禁止区域内での喫煙はご遠慮いただくようマナーの向上に協力をお願いしていきたいと考えております。

2. 「道路等」の定義について(3件)

	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	商業施設や飲食店等の屋外喫煙所や灰皿も禁止区域の対象になる可能性があるということでしょうか？	<p>私有地については、規制の対象外となります。</p>
2	公共の場所のみならず、私有地においても規制の対象になり得るかのような規定となっているため、「道路、広場、公園その他これらに準ずる公共の屋外の場所をいう。」という文言に修正することを意見として挙げさせていただきます。	
3	たばこ販売店の中には、敷地内に喫煙所を設置している店舗も多数存在しますので、定義について、再度ご検討いただきますようお願いいたします。	

3.「路上喫煙禁止区域」の指定について(7件)

	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	もう少し範囲を広げたらどうでしょうか？	
2	さらに、範囲を拡大して欲しい。	
3	路上喫煙禁止区域が狭すぎると考えますので、現状の案での条例改正には反対です。現在の禁止区域のエリアで路上喫煙をしている人はマナーの悪い人が中心で、そのような人は、路上喫煙禁止区域で煙草が吸えないのであればその区域の外で喫煙することになることが予測されます。中途半端な禁止区域の設定は、指定区域の外側での喫煙を助長するものになりかねないと思いますので、もっと広範囲で禁止区域を設定してください。	路上喫煙禁止区域については、人の往来が多い福井駅西口及び東口広場周辺を設定しております。今後は、再開発の整備状況等を見ながら、禁止区域の拡張についても検討してまいります。
4	東は木田橋通り、西はフェニックス通り、北はさくら通り、南は城の橋通りまで拡張されることを望みます。お子さんや妊婦さんを含め、多くの人で賑わうことを目指すなら、危険・汚い・臭いタバコは、点ではなく面で禁止するべきと考えます。すぐにでも中央公園は禁煙にしてほしいです。	
5	一旦設定された路上喫煙禁止区域であっても、継続したマナー啓発により改善された場合、指定解除が可能になる点につきましてもあわせてご検討いただきますようお願いいたします。	禁止区域の指定解除につきましては、現段階においては考えておりません。
6	「JR 福井駅、福井鉄道、ハピリン、アオッサについては、それぞれの施設管理者が、隣接する喫煙所での喫煙を促すなどの管理を行っているため、規制の対象外とします。」とありますが、これらも規制対象に含めて下さい。	各施設が管理を行う敷地内は、規制の対象外となりますが、福井駅周辺の喫煙マナー向上のため、今後も各施設と連携を図っていきたいと考えております。
7	「JR福井駅、福井鉄道、ハピリン、アオッサについては、それぞれの施設管理者が隣接する喫煙所での喫煙を促すなどの管理を行っているため、規制の対象外とします。」とありますが、喫煙所の外での喫煙や喫煙所に向かいながらの歩きタバコをよく見かけるので、現時点でも管理されているとは思えません。	条例改正後は、禁止区域内での喫煙は禁止となりますので、喫煙所の外での喫煙や喫煙所に向かいながらの歩きタバコは違反となります。 なお、福井駅周辺の喫煙マナー向上のため、今後も各施設と連携を図っていきたいと考えております。

4. 喫煙場所について(8件)

	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	<p>他の自治体においては、路上喫煙禁止区域の指定について、喫煙できる場所等の確保などの環境整備等を行うなど、たばこを吸われない方、喫煙者双方の立場を踏まえた考え方で条例の導入を行っているのを見受けます。どうか双方の立場を踏まえた考え方を検討してください。</p>	
2	<p>条例による規制を実施する前に、人が集散する場所に公共の喫煙所を設置し、一定期間、徹底的なマナー啓発活動を行う等、喫煙者の更なる意識向上に向けた取り組みのご検討をお願いします。</p>	<p>本市としては、禁止区域に隣接した喫煙所を昨年御園通りの北側に整備しており、そちらをご利用いただくよう周知を図っていくとともに、喫煙者と非喫煙者が共存できるようマナー啓発に取り組んでまいります。</p>
3	<p>そもそも喫煙所が少ない、分かりにくいことも路上喫煙の原因になっているかと思えますので、喫煙所を設置することも大事なのではないのでしょうか。</p>	
4	<p>他の市町の条例などを拝見すると、喫煙所に触れられていたりするが、何も無いので、禁止エリアでは全く喫煙が出来ないような条文に見えます。</p>	<p>禁止区域内においては、喫煙をご遠慮いただくこととなりますが、禁止区域に隣接した喫煙所を昨年御園通りの北側に整備しておりますので、そちらをご利用いただくよう周知を図ってまいります。</p>
5	<p>路上喫煙の根本原因は喫煙所の少なさや狭さにもあるのではと考えるため、ハピリンやアオッサなどの施設と協力し喫煙所を拡大するなど検討が必要だと思えます。</p>	
6	<p>ハピリン、アオッサ、福井駅については、それぞれの施設管理者が管理を行っていることから規制の対象外とするとありますが、本来福井市の意向で路上喫煙禁止区域を設定するのだから、喫煙者が当該施設に流れることを想定し、市が何らかの補助や喫煙所への誘導看板設置などのフォローを行うべきではないのでしょうか？</p>	<p>本市としては、禁止区域に隣接した喫煙所を昨年御園通りの北側に整備しており、そちらをご利用いただくよう周知を図ってまいります。 なお、各施設の喫煙所については、福井駅周辺の環境美化のため、今後も施設と連携を図っていきたいと考えております。</p>
7	<p>北陸新幹線延伸を機に多くの観光客が訪れる玄関口となりますが、路上喫煙禁止区域内には、条例的制約のために必要不可欠な、マナーを守り安心して喫煙できる公共の喫煙所の設置や、初めて福井に訪れた観光客にも喫煙場所が明確にわかるような案内の充実についてもあわせて希望いたします。</p>	<p>本市としては、禁止区域に隣接した喫煙所を昨年御園通りの北側に整備しておりますので、禁止区域内に喫煙所を設置することは考えておりません。今後はそちらの喫煙所をご利用いただくよう周知を図ってまいります。 また、初めて本市を訪れる観光客が戸惑うことのないよう、周知方法について検討していきたいと考えております。</p>
8	<p>路上喫煙禁止区域における喫煙所の設置のため、他の自治体のように「ただし、市長が認めた喫煙場所においては、この限りではない」という記載の追加をお願いします。</p>	<p>本市としては、禁止区域に隣接した喫煙所を昨年御園通りの北側に整備しており、改正にあたり「ただし、市長が認めた喫煙場所においては、この限りではない」という規定を設けることは考えておりません。 しかしながら、今後禁止区域の範囲を拡張する場合には、そのような記載を設けることについても検討していきたいと考えております。</p>

5. その他(9件)

	提出された意見	意見に対する市の考え方
1	福井市の喫煙者は、タバコのポイ捨て、歩きタバコに対する規範意識が薄いように感じるので、改正(案)について賛成です。	ご意見ありがとうございます。
2	「たばこ=悪」と決めつけ、条例改正ありきは納得できないと考えています。	喫煙は個人の嗜好によるものですが、禁止区域内での喫煙はご遠慮いただくようマナーの向上に協力をお願いしていきたいと考えております。
3	マナー意識の向上を図るための啓発活動や条例ならびに指定喫煙所の周知等を同時に行うことが、今後新幹線延伸に伴い観光客の増加が見込まれる福井においては、周知不徹底による混乱を防ぐことにも繋がるものと考えます。	今回の条例改正においては、10月から2月の5か月間周知・広報期間を設けておりますので、その期間に周知の徹底を図っていきたいと考えております。
4	環境美化はとても大切だと思うので、このような条例を考えて下さりありがとうございます。	ご意見ありがとうございます。
5	加熱式タバコも規制の対象に含めて下さい。	加熱式たばこも規制の対象となります。
6	福井駅前にはよく足を運ぶのですがスクランブル交差点付近やハピリンにあるファミリーマート前などでの喫煙は目に余るものがあります。また、夜になると駅前でスケボーをしてはタバコを吸ってゴミを撒き散らかす若者もよく見かけます。条例を作っても夜間は無法状態では意味をあまりなさない気もしますが、警察が条例違反として対応する流れになるのでしょうか？ 罰則について10,000円と言うのは良いとは思いますが、あくまで指示に従わない上での罰則ではタバコをポイ捨てした場合は罰則に問えないのではないのでしょうか？	違反者への指導は、禁止区域内を巡回する啓発指導員が行いますが、悪質な場合には、駅前交番とも連携して対応していきたいと考えております。 なお、たばこのポイ捨てについては、現行条例において禁止されているため、既に罰則の対象となっております。
7	今の条文だと市長の独断で決められるように思える。民主主義の観点から、議会が決める方が良いと思う。	条文上「市長は～することができる」となっておりますが、新たに路上喫煙禁止区域を設定するような場合には、第7条第3項にありますように福井市廃棄物減量等推進会議にて審議いただいたうえで、議会にもご説明させていただきますので、市長が独断で決めるものではございません。
8	今回の喫煙規制は、たばこ離れに更なる拍車をかけることが明白です。売上が低迷し、高齢化が進むたばこ販売店にとって、このままでは生活が立ち行かなくなるのではないかと強い不安を抱いていることから、格別なご配慮と慎重なご判断をいただきますようお願いいたします。	福井駅西口及び東口広場周辺については、現在もたばこの吸い殻の投棄が多いため、ここを路上喫煙禁止区域に指定することで、喫煙マナーの向上を図るものです。本市としましては、喫煙者と非喫煙者が共存できる区域となるようマナー啓発に取り組んでまいります。

	提出された意見	意見に対する市の考え方
9	<p>たばこに関することですので、影響を受けるたばこ関連団体からもヒアリングを実施すべきだったのではないのでしょうか。</p>	<p>今回の条例改正にあたり、パブリック・コメント等による市民からの意見聴取は行いましたが、関連団体とのヒアリングは実施しておりません。 今後、禁止区域の拡張等を検討する際には、関連団体とも協議していきたいと考えております。</p>